日本から韓国への食品の輸入に関する証明書（仮訳）

貨物コード		証明書コード

（権限ある当局）は、本貨物の食品（産品）が

(貨物の詳細)

(製品)

(貨物の数や種類)

総重量又は正味重量		重量	単位
□ 総重量 □ 正味重量	(総重量又は正味重量)		

で構成された

(出国地)で

(出国日)に

(運送者の詳細)によって

(目的地及び目的国)に向けて

荷積みされた、

(施設の名称)及び

(施設の住所)で製造されたものであり、

□ 2011 年 3 月 11 日より前に収穫及び／又は加工されたものであること

□ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県以外の道府県から産出されたものであること

□ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県から産出され、（日付）にサンプル採取され、放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 のレベルを計測するため（日付）に（分析機関名）で分析が行われ、その分析結果が韓国政府の定める要件に合致することを証明する。
（なお、分析報告書は添付のとおり。）

（場所）　　（日付）

（証明者）　　公印　　（担当者サイン）

※記載事項は英語で記入してください。

太字部分に必要事項を記載する。 （韓国への輸出申請書）

Declaration for the import into the Republic of Korea of

Food from Japan

Consignment Code: ①国際的に共通の貨物番号 **Declaration Number:** （国税局が記載）

※④及び⑧の日付の記載蘭は「YYYY/MM/DD(例：2023/10/02)」と記載してください。

(competent authority)

DECLARES that the food (products) of this consignment composed of:

（記載不要） (description of consignment)

②-1 製品名 (product)

②-2 包装形態及び数量 (number and type of packages)

gross（総重量）又は net（正味重量）にチェック

gross or net		weight	unit
☐ gross ☐ net	(gross or net)	②-3 重量（数値）	②-4 単位（Kg 等）

(weight)

embarked at ③日本の出港地 (embarkation place)

on ④日本からの出港日 (date of embarkation)

by ⑤運送方法（船便名、航空便名等） (identification of transporter)

going to ⑥韓国内の目的地（韓国内の地名） (place and country of destination)

which comes from the establishment

⑦-1 最終的な加工を行った製造場等の名称 (name of establishment)

⑦-2 最終的な加工を行った製造場等の住所 (address of establishment)

選択してください。

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano has been sampled

放射性物質検査証明書を選択した場合は、⑧を記載してください。

on ⑧検体採取日 (date), subjected to laboratory analysis on （国税局が記載） (date) in the （国税局が記載）

(name of laboratory),

to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the current Korean government requirement.

The analytical report is attached.

Done at （国税局が記載） on （国税局が記載）

Stamp and signature of

authorized representative of competent authority

韓国への輸出申請書 記載要領

韓国への輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。
なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

①「Consignment Code」欄
全ての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載してください。
なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

②「product, number and type of packages, gross or net weight」欄
輸出産品の具体的内容、包装形態及び数量、重量を記載してください。同一の貨物を複数同時に輸出する場合には、全貨物数及びその中の何番目かを記載してください。
なお、複数の製品が同封されている場合には、製品ごとに記載の上、最後に全製品の総重量を記載してください。

③「embarkation place」欄
日本からの出港地を記載してください。

④「date of embarkation」欄
日本からの出港日を記載してください。
なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑤「identification of transporter」欄
貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載してください。
なお、証明の申請時点で、航空便名、船便名等が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑥「place and country of destination」欄
韓国内の目的地を記載してください。

⑦「name and address of establishment」欄
最終的な加工を行った製造場等の名称及び住所を記載してください。

⑧「date(sample)」欄
放射性物質検査証明書を選択した場合に記入してください。
「分析試料明細書の製造時期」と同じ年月日を記載してください。なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を記載してください。

【留意事項】
審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いします。